



## 欧米先進国の海外領土の通貨について

公益財団法人 国際通貨研究所  
開発経済調査部 上席研究員  
加藤 淳

[kato\\_atsushi@iima.or.jp](mailto:kato_atsushi@iima.or.jp)

### 1. はじめに

国連加盟国や国際通貨基金 (IMF) 加盟国と概ね重なる独立した国家の通貨と比べて、独立国ではない海外領土の通貨について取り扱う資料はあまり多くない。一方、世界有数のニッケル産地であるニューカレドニアや、イギリスとアルゼンチンが領有権をめぐり 1980 年代に紛争を繰り広げたフォークランド諸島など、海外領土には、規模こそ小さいものの、世界的にも相応に名前が知られ、政治・経済的に重要な役割を担う地域が存在する。本稿では、欧米先進国の海外領土の通貨について整理する。

### 2. 欧米先進国の海外領土とその通貨

#### (1) 海外領土とは

海外領土 (overseas territory) とは、一般的に、自国外の地域に有する領土を指す。現在の本国との関係性は海外領土ごとに異なるものの、海外領土の多くは過去に植民地 (colony) であった時代を経験している。1960 年の国連総会における「植民地と人民に独立を付与する宣言 (Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples)」などにより、国際的に植民地が不適切な存在と見なされるようになると、独立を望む植民地の多くが本国からの支配を脱して新たに独立国となる一方、独立には至らない地域に対し、本国政府は居住者に従来以上の権利を付与することで植民地とは異なるカテゴリーへの移行を達成したとし、植民地であることを否定

した。後者の地域に対する現在の一般的な呼称が海外領土であり、15世紀に始まる大航海時代から第二次世界大戦終結までの歴史的経緯により、大半の海外領土は欧米先進国が有している。

但し、海外領土の定義は必ずしも定まっていない。例えばフランスでは、領有権を主張する南極地域の一部（アデリーランド）のみを唯一の海外領土とし、その他の本国以外の地域に有する領土については、その居住者に本国居住者と同様にフランス国会議員の選挙権・被選挙権を付与した上で、海外県などと呼んでいる。本稿では、自国外の地域に有する領土を一律、海外領土とし、南極条約により国連がいずれの国にも領有権を認めていない南緯 60 度以南の地域は海外領土に含めない。八丈島を決して日本の海外領土とは言わないように、海外領土は位置情報のみで区別できるものではなく、また海外領土の範囲について、判断が定まっていない部分も少なからず存在する。本稿における海外領土の範囲は、「世界の国情報」（株式会社リブロ）、「世界年鑑」（株式会社共同通信社）、および「CIA ワールドファクトブック」などを参考に、国連の定める非自治地域（Non-Self-Governing Territories）に加えて、自治領などを含めた。なお、国連の信託を受けた国が非独立地域を統治する制度を信託統治といい、対象となる領域を信託統治領というが、1994 年のパラオ独立を最後に信託統治領は存在しない。

## （2） 欧米先進国の海外領土の通貨

20 世紀後半、旧植民地が次々と独立を果たしたことにより、欧米先進国の海外領土の数は減少傾向にあったが、21 世紀に入り、その傾向は一服している。海外領土の捉え方如何によりその数字は大きく異なるものの、前述の本稿における海外領土の捉え方に基づくと、居住者が存在する欧米先進国の海外領土は現在 39 存在する（図表 1）。39 の海外領土の領有国は、フランス（11）、イギリス（10）の 2 カ国が双璧であり、次いでオランダ（6）、米国（5）が続く。なお、39 の海外領土のうち、国連の定める非自治地域は 15 ある。

39 の海外領土において使用される通貨には、①本国通貨を使用（20）、②本国以外の先進国通貨（ニュージーランドドルを含む）を使用（6）、③先進国通貨以外の通貨を使用（13）の 3 つのタイプがある（図表 1）。③には、③-1 その海外領土単独の通貨を使用（6）と③-2 他の海外領土などと共通する通貨を使用（7）の 2 つに分けられる。このうち、③-2 にて共通通貨として使用される通貨（CFP フラン、東カリブドル、オランダ

領アンティルギルダー) は、海外領土における通貨管理の合理化や複数の海外領土を統合した上での独立を見据えた複数の海外領土間の通貨共通化など、専ら領有国の都合や方針により誕生したものである。③ (③-1 および③-2) の全ては先進国通貨との固定相場制を採用していることを踏まえると、①②③全てに共通するのは、基準となる単一通貨を直接または間接的に受け入れているという点であり、外部依存性の高い小規模経済という海外領土ならではの特性を反映していると言える。

図表1 欧米先進国の海外領土とその通貨

地域	海外領土	領有国	使用されている通貨	通貨コード	タイプ	固定先	固定レート
アフリカ	マヨット	フランス	ユーロ	EUR	①	-	-
	レユニオン	フランス	ユーロ	EUR	①	-	-
	セウタ	スペイン	ユーロ	EUR	①	-	-
	メリリャ	スペイン	ユーロ	EUR	①	-	-
	セントヘレナ	イギリス	セントヘレナポンド	SHP	③-1	GBP	1英ポンド=1セントヘレナポンド (等価)
ヨーロッパ	オーランド諸島	フィンランド	ユーロ	EUR	①	-	-
	スヴァールバル諸島	ノルウェー	ノルウェークローネ	NOK	①	-	-
	ブーベ島	ノルウェー	ノルウェークローネ	NOK	①	-	-
	フェロー諸島	デンマーク	デンマーククローネ	DKK	①	-	-
	ジブラルタル	イギリス	ジブラルタルポンド	GIP	③-1	GBP	1英ポンド=1ジブラルタルポンド (等価)
北アメリカ	グアドループ	フランス	ユーロ	EUR	①	-	-
	マルティニーク	フランス	ユーロ	EUR	①	-	-
	サンバルテルミー	フランス	ユーロ	EUR	①	-	-
	サンピエール=ミクロン	フランス	ユーロ	EUR	①	-	-
	サンマルタン	フランス	ユーロ	EUR	①	-	-
	グリーンランド	デンマーク	デンマーククローネ	DKK	①	-	-
	プエルトリコ	アメリカ	米ドル	USD	①	-	-
	アメリカ領ヴァージン諸島	アメリカ	米ドル	USD	①	-	-
	イギリス領ヴァージン諸島	イギリス	米ドル	USD	②	-	-
	タークス・カイコス諸島	イギリス	米ドル	USD	②	-	-
	ボネール島	オランダ	米ドル	USD	②	-	-
	シントユースタティウス島	オランダ	米ドル	USD	②	-	-
	サバ島	オランダ	米ドル	USD	②	-	-
	ケイマン諸島	イギリス	ケイマン諸島ドル	KYD	③-1	USD	1ケイマン諸島ドル =1.2米ドル
	バーミューダ諸島	イギリス	バーミューダドル	BMD	③-1	USD	1米ドル=1バーミューダドル (等価)
	アルバ	オランダ	アルバフロリン	AWG	③-1	USD	1米ドル=1.79アルバフロリン
	アンギラ	イギリス	東カリブドル	XCD	③-2	USD	1米ドル=2.70東カリブドル
	モントセラト	イギリス	東カリブドル	XCD	③-2	USD	1米ドル=2.70東カリブドル
	キュラソー	オランダ	オランダ領アンティルギルダー	ANG	③-2	USD	1米ドル=1.79オランダ領アンティルギルダー
	シントマルテン	オランダ	オランダ領アンティルギルダー	ANG	③-2	USD	1米ドル=1.79オランダ領アンティルギルダー
南アメリカ	フランス領ギアナ	フランス	ユーロ	EUR	①	-	-
	フォークランド諸島	イギリス	フォークランド諸島ポンド	FKP	③-1	GBP	1英ポンド=1フォークランド諸島ポンド (等価)
オセアニア	アメリカ領サモア	アメリカ	米ドル	USD	①	-	-
	北マリアナ諸島	アメリカ	米ドル	USD	①	-	-
	グアム	アメリカ	米ドル	USD	①	-	-
	ヒトケアン諸島	イギリス	ニュージーランドドル	NZD	②	-	-
	ニューカレドニア	フランス	CFPフラン	XPF	③-2	EUR	1CFPフラン=0.00838ユーロ
	フランス領ポリネシア	フランス	CFPフラン	XPF	③-2	EUR	1CFPフラン=0.00838ユーロ
	ウォリス・フツナ	フランス	CFPフラン	XPF	③-2	EUR	1CFPフラン=0.00838ユーロ

(出所) 各種資料を参考に筆者作成

### 3. 主な欧米先進国海外領土通貨の特性などについて

欧米先進国の海外領土において使用される通貨のうち、一般的になじみのない、先進国通貨以外の通貨について、その主なものの性格や歴史的背景などについて言及する。

#### (1) CFP フラン

##### ① 由来は「太平洋地域のフランス植民地のフラン」

CFP フランは、いずれもフランスの海外領土であるニューカレドニア、フランス領ポリネシア（主要な島にタヒチ島がある）、およびウォリス・フツナにおける法定通貨であり、通貨コード（ISO4217 コード）は XPF である。CFP フランは、パシフィックフランとも呼ばれ、通貨名にある CFP は“Colonies françaises du Pacifique”（太平洋地域のフランス植民地）に由来する。植民地から海外領土へと呼称が変化した現在では、一般的な名称として CFP フランが使用されており、CFP は「（現在は）意味を持たない」という説、「“Communauté financière du Pacifique”（太平洋金融共同体）の頭文字」という説、「“Change Franc Pacifique”（太平洋地域のフラン通貨）の頭文字」という説など複数説存在する。

CFP フランは、パリに本部があるフランスの公的機関海外発券局（L'Institut d'Emission d'Outre-Mer、IEOM）が発行しており、IEOM はニューカレドニア、フランス領ポリネシア、ウォリス・フツナにおける中央銀行の役割を務めている。

##### ② フランス政府がユーロとの交換性を保証

CFP フランの通貨制度として、領有国であるフランスの通貨ユーロ（通貨コード EUR）との固定相場制が採用されており、為替レートは 1 CFP フラン=0.00838 ユーロにペッグされている。ユーロ導入前においては、CFP フランはフランスフランにペッグしており、1960 年 1 月のフランスフランのデノミネーション、ならびにユーロ導入に伴う 2002 年 1 月のフランスの法定通貨変更を勘案すれば、フランスの法定通貨に対する CFP フランの為替レートは 1949 年 9 月以降、実質的に不変である（図表 2）。

CFP フランとユーロとの固定相場制の下での交換性維持を目的に、IEOM はフランス国庫内に操作勘定を設けている。IEOM は取得した外貨を準備資産として操作勘定に集中する一方、操作勘定収支が赤字の際には、フランス国庫が操作勘定に対してユーロを提供し、赤字を補填する取り決めとなっており、こうした仕組みを通じて、フランス政府が CFP フランとユーロとの交換性を保証している。

図表2: CFPフランの為替レート推移

年月	為替レート	備考
1945年12月25日以前	(1 ローカルフラン= 1 フランスフラン)	
1945年12月26日	1 CFPフラン= 2.40 フランスフラン	CFPフランの創設 (太平洋地域の1 ローカルフラン→1 CFPフラン)
1948年 1月26日	1 CFPフラン= 4.32 フランスフラン	フランスフランの切下げ、CFPフランの対米ドルレートは不変
1948年10月17日	1 CFPフラン= 5.31 フランスフラン	フランスフランの切下げ、CFPフランの対米ドルレート (自由市場相場) *は不変
1949年 9月20日	1 CFPフラン= 5.50 フランスフラン	フランスフランの切下げ
1960年 1月 1日	1 CFPフラン= 0.055 フランスフラン	フランスフランのデノミ (100分の1)
2002年 1月 1日	1 CFPフラン= 0.00838 ユーロ	フランスの法定通貨変更 (交換レート: 1 ユーロ=6.55957 フランスフラン)

\* 1948年2月2日から1949年9月20日までフランスフランの対米ドルは公定相場と自由市場相場の複数を替相場制が適用された

(出所) 東京銀行月報1958年4月「フランスにおける為替相場と為替管理の変遷」、岡田昭男「フラン圏の形成と発展」などを参考に筆者作成

### ③ 歴史的背景：第二次世界大戦後のフラン圏再構成により誕生

1929年より始まった世界恐慌以降、欧米列強主導によるブロック経済化が進行するなか、フランスも植民地との経済的な繋がりや為替管理を強化することにより、フランスとその植民地によるフラン圏が形成され、フランスの植民地では、フランス領インドおよびフランス領インドシナを除いて、フランスフランと等しい価値を持つローカルフランが通貨として使用された。

しかし第二次世界大戦において、フランスは一時ドイツに本土占領を許すなど、厳しい戦況が続いたことから、大戦終結時のフランス本国の経済力は戦前比大幅に低下し、また戦災や戦災からの復興に伴うインフレ昂進などもあり、フランスフランとそれぞれの植民地におけるローカルフランとの購買力のバランスは大幅に崩れていた。そこでフランス政府は1945年12月、IMF発足直前のフランスフラン切り下げにあたり、フラン圏内各地域の物価動向や経済状況を勘案し、フランスフランと等価のローカルフランを維持する植民地グループの他に、フランスフランと異なる交換比率を設定する2つの植民地グループを設け、後者の2つの植民地グループにそれぞれ新しい共通通貨を導入した。このうち、太平洋地域のフランス植民地に導入された通貨がCFPフランであり、もう一つがサハラ以南アフリカのフランス植民地に導入されたCFAフランである。導入時の為替レートは、CFPフランが1 CFPフラン=2.40 フランスフラン、CFAフランが1 CFAフラン=1.70 フランスフランのそれぞれ固定レートとした。なお、CFPフラン導入時におけるCFPフランの発券機関はインドシナ銀行（後のインドスエズ銀行、現在のクレディ・アグリコル銀行）であった。イギリス・フランスの共同統治領であったニューヘブリディーズ諸島もCFPフラン創設時よりCFPフランを使用していたが、1969年にオーストラリアドルとの固定相場制に移行し、その後1980年にバヌアツとして独立した。

#### ④ 2018年までに実施されるニューカレドニアの独立の是非を問う住民投票

CFP フランの主要使用地域であるニューカレドニアでは、1970年代後半より住民の約44%を占めるメラネシア人の間で独立の機運が高まり、1985年以降、メラネシア系先住民カナックによる激しい独立運動が繰り広げられた。そのため、フランス政府とニューカレドニアの代表者（社会主義カナック民族解放戦線、およびカレドニア共和国連合の各代表者）の間でニューカレドニアの将来の政治的地位をめぐる協議が行われ、1998年に締結されたヌメア協定により、2014年から2018年の間にニューカレドニアの独立の是非を問う住民投票が実施されることとなった。激しい独立運動が行われた時代から時が過ぎ、フランス海外領土でいることのメリットを冷静に理解するメラネシア人も存在するが、フランスからの独立か、フランス残留かの判断が下されることとなる住民投票の結果はなお予断を許さない状況にあるとの見方が少なくないようだ。CFP フランの主要使用地域であるニューカレドニアの独立の可能性はCFP フランにとって見逃すことのできないリスク要因であるが、フランス領ポリネシアおよびウォリス・フツナにおいては引き続きCFP フランが使用されること、CFA フラン（後述）のようにフランス海外領土から独立した後も独立前と概ね変わることなく通貨の使用を継続している事例があること、たとえ住民投票の結果、独立が選択された場合でも、新しい国の制度設計などに相応の時間を要することなどから、リスクは概ね限定的であり、かつ差し迫ったものではない。

#### ⑤ 独立後も使用されるCFA フラン

CFP フランと同時に誕生したCFA フランは「セーファーフラン」と呼ばれ、現在、西アフリカ諸国中央銀行（Banque Centrale des États de l'Afrique de l'Ouest、BCEAO）発行のCFA フラン（通貨コードXOF）と、中部アフリカ諸国銀行（Banque des États de l'Afrique Centrale、BEAC）発行のCFA フラン（通貨コードXAF）の2種類存在する。両者は通貨としての価値は同一であるが、それぞれお互いの地域では使用できない。なお、CFA フランのCFAは、通貨創設当時は、“Colonies françaises d'Afrique”（アフリカのフランス植民地）の略であったが、現在では西アフリカ諸国中央銀行発行のCFA フランのCFAは“Communauté financière africaine”（アフリカ金融共同体）の略、中部アフリカ諸国中央銀行発行のCFA フランのCFAは“Coopération financière en Afrique centrale”（中部アフリカ金融協力体）の略とされる。

現在、西アフリカ諸国中央銀行発行のCFA フラン（通貨コードXOF）を使用している国は、セネガル、ギニアビサウ、マリ共和国（1962年から1984年まではマリ・フラ

ンを使用していた)、コートジボワール、トーゴ、ベナン、ブルキナファソ、ニジェールの8カ国であり、このうち、ギニアビサウ(旧ポルトガル植民地。1997年まではギニアビサウ・ペソを使用)以外は旧フランス植民地である。共通通貨の使用にあたり、8カ国は西アフリカ経済通貨同盟(Union Économique et Monétaire Ouest-africaine、UEMOA)を構成している。一方、中部アフリカ諸国銀行発行のCFAフラン(通貨コードXAF)を使用している国は、チャド、中央アフリカ共和国、カメルーン、赤道ギニア、ガボン、コンゴ共和国の6カ国であり、このうち、赤道ギニア(旧スペイン植民地)以外は旧フランス植民地である。6カ国は中部アフリカ経済通貨共同体(Communauté Économique et Monétaire de l'Afrique Centrale、CEMAC)を構成している。CFAフランの通貨制度は、CFPフラン同様にユーロとの固定相場制が採用され、1ユーロ=655.957 CFAフランにペッグされている。それぞれの中央銀行とフランス政府との取り決めにより、CFAフランのユーロへの交換性はフランス政府により保証されている。現在、CFAフランを使用する地域は独立国のみで、海外領土は存在しないため、本稿の対象とする「欧米先進国の海外領土にて使用されている通貨」には該当しない。

## (2) フォークランド諸島ポンド、ジブラルタルポンド、セントヘレナポンド

### ① イギリスの海外領土に残るローカルポンド

イギリスの海外領土であるフォークランド諸島、ジブラルタル、セントヘレナでは、それぞれ独自にローカルポンド(フォークランド諸島ポンド、ジブラルタルポンド、セントヘレナポンド)が発行され、それぞれの地域において、英ポンド(通貨コードGBP)と等価として扱われている。しかしこれらの海外領土通貨はイギリス本国においては法定通貨として認められていない。通貨コードは、フォークランド諸島ポンドがFKP、ジブラルタルポンドがGIP、セントヘレナポンドがSHPである。

### ② カレンシーボード制による英ポンドの裏付け

それぞれのローカルポンドが英ポンドと等価を維持する仕組みは、カレンシーボード制の採用にある。カレンシーボード制とは、固定相場制をより厳格に運用する制度であり、通貨の発行量を基本的に外貨準備高の範囲に抑制するとともに、基準通貨に対する為替レートを固定し、基準通貨との交換性を保証する。中央銀行制度では可能となる裁量的な金融政策を行うことができないものの、金本位制に類似したメカニズムにより、通貨の固定性および交換性について市場の信認を得ることができる。言わば「基準通貨本位制」である。

そもそもカレンシーボード制は、イギリス政府が植民地との取引環境を安定化させる目的で導入し、改良を加えて完成させた仕組みである。1849年にイギリス領モーリシヤスにおいてその原型が作られ、1912年のイギリス領西アフリカ（現在のガンビア、ガーナ、ナイジェリア、シエラレオネ）での西アフリカポンドのカレンシーボードにおいて完成したとされ、第二次世界大戦前においては、多くのイギリス植民地において英ポンドを基準通貨とするカレンシーボード制が採用された。英ポンドとローカルポンドの交換性を固定レートにて保証することにより、貿易取引における為替リスクを消去し、強力なポンド圏を構築するとともに、結果として各植民地をイギリスの銀行システムに同期させた。しかし第二次世界大戦後には、多くのイギリスの海外領土が独立し、植民地支配の象徴とも言える英ポンドを基準通貨とするカレンシーボード制は他の通貨制度に置き換わった。基軸通貨が英ポンドから米ドル（通貨コードUSD）に移行し、度重なる切下げにより英ポンドの衰退が明確になっていったこともこうした傾向を後押しした。独立に至らない場合でも、イギリスの海外領土が、メリットとデメリットを比較し、英ポンドを基準通貨とするカレンシーボード制を放棄した事例も少なくない。

こうしたなか、イギリスの海外領土であるフォークランド諸島、ジブラルタル、セントヘレナにおいては、今なおイギリス本国との強い関係性を保ち、英ポンドを基準通貨とするカレンシーボード制を維持しており、それぞれのローカルポンドは英ポンドの裏付けにより市場の信認を得ることに成功している。

### ③ イギリス王室属領とその通貨について

フォークランド諸島ポンド、ジブラルタルポンド、セントヘレナポンドと同様に、英ポンドと等価のポンド通貨が発行されているイギリス本国以外の地域として、マン島と、チャンネル諸島のジャージー島およびガーンジー島がある。マン島では、マンクス銀行を発券機関としてマンクスポンドが、ジャージー島、ガーンジー島では、各自治政府を発券機関としてジャージーポンド、ガーンジーポンドが、英ポンドの裏付けを有する範囲内において、それぞれ発行されており、それぞれの地域で英ポンドとともに並行して使用されている。但し、マン島とチャンネル諸島のジャージー島およびガーンジー島は、中世よりイギリスの国王が国外に有していた領地であるため、王室属領（Crown dependencies）と呼ばれ、イギリスの海外領土には該当しない。このため、マンクスポンド、ジャージーポンド、ガーンジーポンドは、本稿の対象とする「欧米先進国の海外領土にて使用されている通貨」には該当しない。

なお、マンクスポンド、ジャージーポンド、ガーンジーポンドには、いずれも固有の

通貨コード (ISO 4217 コード) は存在しない。実務上区別する必要性から、マンクスポンド、ジャージーポンド、ガーンジーポンドについて、それぞれ IMP、JEP、GGP を通貨コードとして使用することがあるが、これらは正式な ISO 4217 コードではない。

### (3) 東カリブドル

#### ① 東カリブ通貨同盟における共通通貨

東カリブドルは、イギリスの2つの海外領土 (アンギラ、モントセラト) と6つの独立国 (アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、グレナダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン) において共通通貨として使用されている。6つの独立国はいずれももともとイギリスの海外領土であり、現在もイギリスの海外領土にとどまる2地域を加えたこれら8つの国・地域において、東カリブ通貨同盟 (Eastern Caribbean Currency Union、ECCU) を構成している。東カリブドルは EC ドルと略されることがあり、通貨コードは XCD である。

なお、ECCU を構成する8つの国・地域に、イギリス領ヴァージン諸島を加えた9つの国・地域は、東カリブ諸国機構 (Organisation of Eastern Caribbean States、OECS) を構成している。OECS の一員でありながら、唯一、ECCU に属していないイギリス領ヴァージン諸島は、ヴァージン諸島の西半分を占める米領ヴァージン諸島と経済的に強固に結び付いているため、実態に合わせて、米領ヴァージン諸島にて流通する米ドルを1961年より法定通貨としている。また、OECS を含む、より大きなカリブ地域の協力組織としてカリブ共同体 (Caribbean Community、CARICOM) があり、加盟国・地域の経済的自立などを目的とした共同市場制度の設立により、加盟国・地域の経済統合を目指している (但し、OECS を構成する9つの国・地域のうち、アンギラおよびイギリス領ヴァージン諸島は CARICOM 準加盟地域にとどまる)。

#### ② 準カレンシーボード制による相応厳格な固定相場制を採用

東カリブドルは、米ドルとの固定相場制を採用しており、為替レートは1976年7月7日より1米ドル=2.70東カリブドルにて不変である。東カリブドルは、セントクリストファー・ネイビスにある東カリブ中央銀行 (Eastern Caribbean Central Bank、ECCB) にて発行されている。ECCB は1965年に設立された東カリブ通貨機関 (Eastern Caribbean Currency Authority、ECCA) の後継として、1983年にトリニダード・トバコ首都ポートオブスペインで調印された東カリブ中央銀行条約に基づき設立され、共通通貨の番人として各国・地域に適切なレベルの外貨準備を維持するよう指導するなど、堅実な通貨

政策の舵取りを担う。為替固定相場の変更に関する全ての決定権限は、ECCB の最高意思決定機関である金融審議会（Monetary Council）にある。

IMF の「Annual Report on Exchange Arrangements and Exchange Restrictions 2012」によると、東カリブドルは、香港ドルなどとともに、米ドルを基準通貨とするカレンシーボード制採用の通貨に区分されており、相応厳格な固定相場制が適用されていると考えることができる。但し、カレンシーボード制にもある程度の幅が存在し、東カリブドルのカレンシーボード制においては、実際には通貨発行量の 100%以上の外貨準備高が維持されているものの、ECCB の規定上は 60%以上に、操作指針上は 80%以上に外貨準備高を保てばよく、カレンシーボード制のなかでは比較的緩い通貨発行の規律が設定されていることから、より厳密には準カレンシーボード制に区分される。これまでのところ、固定相場制を脅かすほどの深刻な事態にはあまり見舞われていないものの、カリブ地域はしばしばハリケーン被害に見舞われる地域であるため、広い地域で自然災害による巨大被害が発生する可能性があるのに対し、ECCU では、カレンシーボード制採用の代償として、ECCB による裁量的な金融政策や最後の貸し手としての機能を行って行使できないというリスクを抱える。2013 年 5 月に公表された IMF サーベイでは、ECCU には、財政赤字や債務水準に課題を抱える国・地域が一部に存在することから、2008 年にユーロ危機に陥ったユーロ圏と同じ課題に直面していることを指摘し、適切な構造改革の実施を助言している。

### ③ 歴史的背景：イギリス領西インド諸島ドルの後継として 1965 年に誕生

第二次世界大戦後、カリブ地域で最も多くの植民地を抱えていたイギリスは、1949 年にカリブ地域のイギリスの植民地（一部を除く）に共通通貨であるイギリス領西インド諸島ドル（British West Indies dollar、通貨コード XBWD）を導入し、1 英ポンド=4.80 イギリス領西インド諸島ドルにペッグした。さらに、より厳格な固定相場制となるように 1950 年からカレンシーボード制（British Caribbean Currency Board、BCCB）を採用した。その上で、植民地管理の手間を省く目的もあり、イギリス領西インド諸島ドルを導入した地域を一つの行政府にし、いずれは完全に独立させるつもりで、1958 年に西インド連邦（West Indies Federation）を成立させ、その首都を現在のトリニダード・トバゴのポートオブスペインに置いた。しかし西インド連邦は、カリブ地域のイギリスの植民地を一つに纏めただけの飛び地国家であったので、政治・経済の統合は進まず、西インド連邦の二大地域であるトリニダード・トバゴとジャマイカは、面倒を嫌い、1961 年に相次いで西インド連邦からの離脱と単独での独立を決定した。二大地域が離脱した

西インド連邦は1962年に解体され、残された島々は再びイギリス直轄の海外領土に戻った。こうした経緯を経て、東カリブドルは、西インド連邦解体後に残された島々において、イギリス領西インド諸島ドルの後継通貨として1965年に誕生した。当初はイギリス領西インド諸島ドルと同様に、1英ポンド=4.80東カリブドルにて、英ポンドとの固定相場制を採用していたが、英ポンドの長期減価傾向ならびに地域の主要貿易相手国としての米国の台頭を踏まえて、1976年にペッグ対象を英ポンドから米ドルに変更し、以来今日まで、1米ドル=2.70東カリブドルにてペッグしている。東カリブドル誕生時にイギリスの海外領土であったアンティグア・バーブーダ（1981年独立）、ドミニカ国（1978年独立）、グレナダ（1974年独立）、セントクリストファー・ネイビス（1983年独立）、セントルシア（1979年独立）、セントビンセント・グレナディーン（1979年独立）の6カ国は、独立後もECCUを脱退せず、東カリブドルを継続使用しているが、イギリス領ギアナ（現在のガイアナ、1966年独立）は1966年に、バルバドス（1966年独立）は1972年にECCUを脱退した。

#### （4） オランダ領アンティルギルダー、アルバフロリン

##### ① 米ドルにペッグするカリブ地域のオランダ海外領土通貨

オランダ領アンティルギルダーは、オランダの海外領土であるキュラソーおよびシントマルテンで使用されている通貨であり、通貨コードはANGである。オランダ領アンティルギルダーは、1米ドル=1.79オランダ領アンティルギルダーにて、米ドルとの固定相場制が適用されている。

一方、アルバフロリンは、同じくオランダの海外領土であるアルバで使用されている通貨であり、通貨コードはAWGである。アルバフロリンも、1米ドル=1.79アルバフロリンにて、米ドルとの固定相場制が適用されており、オランダ領アンティルギルダーと等価である。

キュラソー、シントマルテンおよびアルバは、いずれもカリブ地域の島であるが、キュラソーおよびアルバは、南米ベネズエラ北部沖合に位置するのに対し、シントマルテンは、キュラソーおよびアルバから約800キロメートル離れたリーワード諸島北部に位置している。

オランダ領アンティルギルダーの名前にあるオランダ領アンティルは、もともとキュラソー、シントマルテンおよびアルバを含む6島から構成されるオランダの行政区分の名称であったが、1986年にアルバが単独の海外領土として離脱し、その後、残され

た5島から成るオランダ領アンティルは2010年に解体した。オランダ領アンティルの解体後、キュラソーおよびシントマルテンはそれぞれ独立した行政区分を持つ海外領土となったが、今でもキュラソーおよびシントマルテンを一体としてかつての行政区分の名称であるオランダ領アンティルと呼ぶこともある。

なお、シントマルテンはセントマーチン島の南半分のみには過ぎない。セントマーチン島の北半分はフランスの海外領土のサンマルタンであり、通貨はユーロが使用されている。シントマルテン、サンマルタンは英語のセントマーチンをそれぞれオランダ語読み、フランス語読みしたものであり、島内ではそれぞれの地域をダッチサイド、フレンチサイドと呼び、自由に往来することができる。

## ② オランダ領アンティルは第二次世界大戦後に自治獲得するも2010年に解体

カリブ地域のオランダの植民地は、その領有権を争ったイギリスおよびフランスとの間で、それぞれ1814年のロンドン条約および1815年のパリ条約により確定すると、オランダ政府は、後にオランダ領アンティルとなる6島（キュラソー、アルバ、ボネール、シントマルテン、シントユースタティウス、サバ）を1845年にキュラソー島および属島（Curaçao and Dependencies）として、グループ化した。地理的にみると、6島は、ベネズエラ北部沖合に位置するアルバ、ボネール、キュラソーの3島（通称ABC諸島）と、プエルトリコの東、リーワード諸島に属するシントマルテン、シントユースタティウス、サバの3島（通称SSS諸島）の2地域に分かれている。

第二次世界大戦では、オランダ本国はドイツの侵攻を許し、イギリスに逃れたオランダのウィルヘルミナ女王は演説のなかでオランダの植民地に自治拡大を約束した。大戦終結後、1948年にキュラソー島および属島の名称はオランダ領アンティルに改められ、1951年にオランダ領アンティル島嶼法（Eilandenregeling Nederlandse Antillen、ERNA）制定により、オランダ領アンティルに大きな自治が与えられた。さらに1954年12月15日、オランダ王国憲章が改正され、オランダ領アンティルは、オランダ本国やオランダ領ギアナ（1975年にスリナムとして独立）とともに、オランダを構成する対等のパートナーであるとされた。

こうしたなか、カリブ地域のオランダの植民地における使用通貨は、第二次世界大戦前には、オランダ本国と等価のギルダーが流通していたが、第二次世界大戦におけるオランダ本国へのドイツ侵攻により、オランダ植民地に流通するギルダーと本国ギルダーとのリンクが切れ、その代替として1940年に新たに米ドルとリンクが設けられた。

「PICK'S CURRENCY YEARBOOK 1977-1979」によると、オランダ領アンティルギル

ダーは1940年5月に導入され、その際の交換レートは1米ドル=1.88585 オランダ領アンティルギルダーであったとされる。実際には当時はまだオランダ領アンティルギルダーという名称は存在せず、オランダ領アンティルがこの地域の正式な名称となった後の1952年に通貨名称は定まったものと思われる。その後、数度の交換レートの調整を経て、1971年に1米ドル=1.79 オランダ領アンティルギルダーにペッグされ、現在に至る。

一方、当初6島で構成されたオランダ領アンティルから、1986年にはアルバが単独の海外領土として離脱し、アルバの法定通貨をオランダ領アンティルギルダーからアルバフロリンに変更した。他の5島においても各島の経済格差などを理由に離脱を求める声が大きくなり、2010年10月にキュラソーとシントマールテンの単独の海外領土への移行に伴い、オランダ領アンティルは解体された。オランダ領アンティル解体により、残りの3島（ボネール、シントユースタティウス、サバ）はオランダ本国に編入されるとともに、2011年初より法定通貨をオランダ領アンティルギルダーから米ドルへ変更した。いわゆる「公式のドル化」である。また単独の海外領土へ移行したキュラソーとシントマールテンにおいては、引き続きオランダ領アンティルギルダーを通貨として使用するものの、オランダ領アンティルが解体により消滅したことから、近い将来、通貨をオランダ領アンティルギルダーからカリブギルダーに変更する予定としている。

以 上

(参考文献)

- 岡田昭男「フラン圏の形成と発展」、早稲田大学出版部、1985年
- 内田勝敏「国際通貨ポンドの研究」、東洋経済新報社、1976年
- 村野孝、荒木信義「金 ドル ポンド (第2版)」、至誠堂、1969年
- R・F・ハロッド「現代のポンド」、至誠堂、1959年
- 梅津和郎「フラン圏の植民地通貨制度」、京都大学経済学会、経済論叢第81巻第1号、1958年
- ロバート・ソロモン「ソロモン国際通貨制度研究 1945-1987」、千倉書房、1990年
- ベンジャミン・コーヘン「通貨の地理学」、シュプリングァー・フェアクラーク、2000年
- ポール・デ・クラウエ「通貨同盟の経済学」、勁草書房、2011年
- 木村公一「初期フランス植民地の通貨状況 1598年から1815年まで」、同志社商学第61巻第4・5号、2010年1月
- 木村公一「CFA フランにおける為替安定制度の成立」、経営研究第51巻第3号
- 黒田東彦「通貨の興亡」、中央公論新社、2005年
- 日本銀行金融研究所「中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会 報告書」、金融研究 2004年8月
- 日本銀行金融研究所「開放小国の対外債務と国内経済調整について」、金融研究 2003年12月
- ジョナサン・ウイリアムズ編「図説 お金の歴史全書」、東洋書林、1998年
- 室田 武「地域・並行通貨の経済学」、東洋経済、2004年
- 植村 峻「世界の銀行券」、印刷局朝陽会、1987年
- 富田昌宏「銀行券にみる近現代世界の国々」、印刷朝陽会、2013年
- 自治体国際化協会ロンドン事務所「王室属領の行財政制度と国際業務 マン島とチャンネル諸島の仕組」、2013年
- George T. Steve 「PICK'S CURRENCY YEARBOOK 1977-1979」、PICK PUBLISHING CORPORATION、1980年
- Alfred Schipke, Aliona Cebotari, and Nita Thacker 「The Eastern Caribbean Economic Currency Union」、IMF、2013年
- IMF Survey Magazine 「Eastern Caribbean Currency Union Faces Similar Challenges to Euro Area」、IMF Survey、2013年
- 「Annual Report on Exchange Arrangements and Exchange Restrictions 2012」、IMF、2012年
- Mario Dehesa, Emilio Pineda, and Wendell Samuel 「Optimal Reserves in the Eastern Caribbean Currency Union」、IMF Working Paper WP/09/77、2009年
- ECB 「Monetary and Exchange Rate Arrangements of the Euro Area with Selected Third Countries and Territories」、Monthly Bulletin April 2006
- 東京銀行調査部「植民地のナショナリズムについて」、東京銀行月報 1956年10月号

東京銀行調査部「フランスにおける為替相場と為替管理の変遷」、東京銀行月報 1958 年  
4 月号

東京銀行調査部「フランス為替安定基金について」、東京銀行月報 1958 年 6 月号

東京銀行調査部「西欧通貨の交換性回復について」、東京銀行月報 1959 年 2 月号

東京銀行調査部「国際通貨ポンドの一面 ポンド通貨本位制の変質と弛緩について」、  
東京銀行月報 1961 年 12 月号

小川 浩之「英連邦 王冠への忠誠と自由な連合」、中公叢書、2012 年

田中 義皓「世界の小国 ミニ国家の生き残り戦略」、講談社、2007 年

吉田 一郎「国マニア」、筑摩書房、2010 年

吉田 一郎「世界飛び地大全」、社会評論社、2006 年

武田 知弘「ワケありな国境」、彩図社、2008 年

吉岡政徳・石森大知編著「南太平洋を知るための 58 章」、明石書店、2010 年

印東道子編著「ミクロネシアを知るための 58 章」、明石書店、2005 年

三浦信孝・西山教行編著「現代フランス社会を知るための 62 章」、明石書店、2010 年

長坂寿久「オランダを知るための 60 章」、明石書店、2007 年

「世界の国情報 2010」、株式会社リブロ、2010 年

「世界年鑑 2013」、株式会社共同通信社、2013 年

海外領土政府、海外領土領有国関係機関、CIA、IMF、世界銀行、国連、ECLAC、CARICOM、  
IEOM、BCEAO、BEAC、ECCU、Central Bank of Curaçao and Sint Maarten、外務省、  
日銀各ホームページ

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2014 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>